

役員等報酬規程

(目的及び意義)

第1条 この規程は、公益財団法人水谷糖質科学振興財団(以下「この法人」という。)の定款第18条及び第35条の規定に基づき、役員及び評議員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 評議員とは、定款第14条に基づき置かれる者をいう。
- (3) 報酬とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第13号で定める報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わず、費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費(宿泊費を含む)、手数料等の経費をいい、報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬の支給)

第3条 この法人は、役員、評議員の職務執行の対価として報酬を支給することができる。ただし、生化学工業株式会社常勤在籍者である役員、評議員に対してはこの限りではない。

- 2 役員には、理事会出席等、必要の都度、別表1に定める額を報酬として支払う。
- 3 評議員には、定款第18条に定める金額の範囲内で、評議員会出席等、必要の都度、別表2に定める額を報酬として支払うことができる。
- 4 監事には、監査職務執行の対価として別表3に定める額を報酬として支払う。
- 5 役員、評議員の退任に際しては、別表4に定める額を慰労金として支払う。
ただし、慰労金の取扱い詳細については慰労金贈呈基準に従う。
- 6 報酬は、法令の定めるところにより控除すべき金額を控除して支給する。

(費用)

第4条 この法人は、役員、評議員がその職務の執行に当たって負担し、又は負担した費用については、これを請求のあった日から遅滞なく支払うものとし、また前払いを要するものについては前もって支払うものとする。

- 2 役員、評議員には、出張に要する交通費、旅費(宿泊費)を、別表5に定める基準に基づき支給する。

(公表)

第5条 この法人は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第20条第1項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改 廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補 足)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、公益財団法人水谷糖質科学振興財団の設立の登記の日から施行する。

別表1 役員の報酬

理事会等出席、必要の都度報酬として一日付き 20,000 円。ただし、ここに定める額は源泉徴収税額控除後の額とする。

別表2 評議員の報酬

評議員会等出席、必要の都度報酬として一日付き 20,000 円。ただし、ここに定める額は源泉徴収税額控除後の額とする。

別表3 監事の報酬

(1) 業務監査、会計監査の職務執行に際しては、1時間当たり 10,000 円を報酬として支給する。

別表4 役員、評議員の退任慰労金

- (1) 役員、在任期間が2期(4年)以上5期(10年)未満 30,000 円
 - (2) 役員、在任期間が5期(10年)以上 50,000 円
 - (3) 評議員、在任期間が1期(4年)以上3期(12年)未満 30,000 円
 - (4) 評議員、在任期間が3期(12年)以上 50,000 円
- ただし、ここに定める額は源泉徴収税額控除後の額とする。

別表5 役員、評議員の交通費、旅費(宿泊費等)

- (1) 役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席するにあたり、通常日帰りが可能とみなされる場合、自宅より会議場までの交通費実費相当額を支給する。
- (2) 役員及び評議員が理事会又は評議員会に出席するにあたり、通常宿泊を認める場合、自宅より会議場までの交通費実費相当額及び旅費(宿泊費等)を支給する。
- (3) 役員、評議員の交通費、旅費の取扱い詳細については「役員等旅費交通費支給基準」に従う。